

藤枝市教育委員会

令和2年3月定例会会議録

藤枝市教育委員会 令和2年3月定例会会議録

- 1 開催日 令和2年3月26日
- 2 場所 藤枝市役所西館3階 302会議室
- 3 会議に附した事項 (別紙のとおり)
- 4 出席委員
教育長 中村 禎
教育長職務代理者 増田 貴司 委員 浅井 好美
委員 山田 美穂子 委員 牧田 伸明
- 5 欠席委員
- 6 出席した事務局職員
教育部長 片山 豊実 教育政策課長 杉原 一行
学校教育監 小林 彰 主席指導主事 三須 貞佳
学校給食課長 平澤 孝之 生涯学習課課長 小川 聡
図書課長 杉本 守
総務係長 小澤 峰樹 書記 岩井 美和

教育委員会 令和2年3月定例会

日 時 令和2年3月26日 午前10時
場 所 市役所西館3階 302会議室

1 開 会 午前10時00分

2 会議録署名委員氏名 増田貴司委員、牧田伸明委員

3 日程第1

- 第7号議案 令和2年度藤枝市教育施策について
第8号議案 旧岡部町奨学金貸与条例施行規則の規定に基づく奨学金の経過措置に関する規則を廃止する規則
第9号議案 藤枝市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則
第10号議案 藤枝市立小中学校教職員の勤務時間の上限に関する方針の策定について

4 日程第2 諸般の報告

教育部長	1 2月市議会定例会質疑応答要旨
教育政策課長	1 令和2年度教育費当初予算について
	1 西益津、葉梨、高洲、岡部地区で小中一貫教育がスタート ～コミュニティ・スクールで「地域とともにある学校づくり」を進めます～
	1 藤枝市障害者活躍推進計画について
主席指導主事	1 令和元年度学校経営研究委員会の研究結果を報告します
学校教育監	1 「子どもが安心して学べる学校づくり」に対する提言について
	1 令和2年度「ふじえだ教師塾」「臨時講師・社会人」及び「大学生・院生」 入塾・開講式を開催します

5 開 会 午前11時30分

教育委員会 令和2年3月定例会

日 時 令和2年3月26日 午前10時
場 所 市役所西館3階 302会議室

開 会

午前10時00分

教育長

ただいまから藤枝市教育委員会3月定例会を開会します。
それでは会議録署名委員を指名します。会議録署名委員に、増田貴司委員、牧田申明委員を指名します。

日程第1

教育長

これより日程第1に入ります。第7号議案「令和2年度藤枝市教育施策について」を議題とします。それでは事務局より説明をお願いします。

各課長

第7号議案 令和2年度藤枝市教育施策について

●令和2年度の藤枝市教育委員会の指針となるべき教育施策を策定するため
別添資料のとおり

教育長

ではこれより質疑に入ります。質疑はありませんか。

一同

『ありません』

教育長

以上で質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はありませんか。

一同

『ありません』

教育長

以上で討論を終結いたします。

これより第7号議案「令和2年度藤枝市教育施策について」を採決いたします。
本案を原案の通り可決することにご異議ありませんか。

一同

『異議なし』

教育長

異議なしと認め、本案は原案の通り可決されました。

続きまして、第8号議案「旧岡部町奨学金貸与条例施行規則の規定に基づく奨学金の経過措置に関する規則を廃止する規則」を議題といたします。それでは事務局より説明をお願いいたします。

教育政策課長

第8号議案 旧岡部町奨学金貸与条例施行規則の規定に基づく奨学金の経過措置に関する規則を廃止する規則
●旧岡部町奨学金貸与条例により貸与した奨学金の返還が終了したため

教育長

ではこれより質疑に入ります。質疑はありませんか。

一同

『ありません』

教育長

以上で質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はありませんか。

一同

『ありません』

教育長

以上で討論を終結いたします。

これより第8号議案「旧岡部町奨学金貸与条例施行規則の規定に基づく奨学金の経過措置に関する規則を廃止する規則」を採決いたします。本案を原案の通り可決することにご異議ありませんか。

一同

『異議なし』

教育長

異議なしと認め、本案は原案の通り可決されました。

続きまして、第9号議案「藤枝市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則」を議題といたします。それでは事務局より説明をお願いいたします。

教育政策課長

第9号議案 藤枝市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則
●事務の効率化を図るため、規則等の公布方法を改正するため

教育長

ではこれより質疑に入ります。質疑はありませんか。

一同

『ありません』

教育長

以上で質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はありませんか。

一同

『ありません』

教育長

以上で討論を終結いたします。

これより第9号議案「藤枝市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則」を採決いたします。本案を原案の通り可決することにご異議ありませんか。

一同

『異議なし』

教育長

異議なしと認め、本案は原案の通り可決されました。

続きまして、第10号議案「藤枝市立小中学校教職員の勤務時間の上限に関する方針の策定について」を議題といたします。それでは事務局より説明をお願いいたします。

主席指導主事

第10号議案 藤枝市立小中学校教職員の勤務時間の上限に関する方針の策定について

●公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第7条の規定に基づき、教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針を策定するため

・藤枝市立小中学校教職員の勤務時間の上限に関する方針を策定し、長時間勤務是正の指標となる時間外勤務の上限の目安時間や学校における勤務時間の把握方法を定め、時間意識の高い働き方の定着を目指していく。

・対象職員 藤枝市立小中学校の教職員

・原則

月 45 時間以内・年 360 時間以内(いずれも週休日及び休日の勤務時間を含む)
特 例(児童生徒等に係る臨時的な特別の事情がある場合)

月 100 時間未満・年 720 時間以内(いずれも週休日及び休日の勤務時間を含む)
ただし、月 45 時間を超える月は1年間で6か月以内、かつ、連続する複数
月(2か月～6か月)それぞれの期間で、時間外勤務時間の平均が80時間以内

・管理方法 顔認証による出退勤システムを全校に導入

教育長

ではこれより質疑に入ります。質疑はありますか。

浅井委員

働き方改革には、教員自身の意識改革も大切だと思います。学校の中の仕事はたくさんあり、どこをどのように効率化していくかということを考える必要があります。

現在、デジタル端末が色々と導入されていますが、テストの際デジタル端末に子どもたちが回答を入力して、自動採点されるシステムや、子どもたちがテスト後、自分の苦手なところが分かり、復習できるシステムなどがあれば、手間が減り教員も子どもたちも、それぞれ利点があるのではと思いました。デジタル端末の利用は、一人一台配置する前にも、工夫していただけたらと思いました。

2点目ですが、出退勤を顔認証で管理するとのことですが、よく出勤前や退勤後に児童生徒の家に寄ることなどがあると思うのですが、自己申告でそういった時間は、申請できるのかお聞きしたいです。

主席指導主事

効率化に向けたICTの活用についてですが、藤枝市は先立ってICT機器を学校へ導入しております。これは授業の充実ということが一番の狙いではありますが、教員からは効率化という面で助かっているという意見も挙がっています。もっと色々な可能性が秘められていますので、浅井委員がおっしゃったような使い方もできるのではないかと考えていますが、研究をしていかなければいけないと思います。授業の充実に加え、効率化という視点も持ちながら、研究を進めていきます。

また、顔認証についてですが、アイパッドのタブレットに顔を映して、出勤や退勤が打刻されるシステムになっています。出張の時などは、自分のスマートフォンで、システムのサイトにアクセスし、外にいても出退勤の申請ができるようになっております。月の最後に、打刻漏れや打刻間違いなどもありますので、修正した上で、集計するようになっております。

山田委員

勤務時間の上限等について、きっちり決めないと先生方の時間外が減らせない段階まで来てしまっているのだなと感じました。お願いしたいのは、決められているからここからはできませんと断られてしまうと、保護者との信頼関係が薄れてしまう気がするので、ゆくゆくは仕事の量や効率化というところで調整がとれて、お互いに理解し合いながらできる学校になっていったらと思いました。

主席指導主事

働き方改革というものを進めていくのはとても大変だと感じています。色々な形で業務を削減したり、効率化を図ったりすることが必要ですし、教員や保護者、地域の方など、社会全体の意識を変えていくことが一番重要だと感じております。この方針は、法によって策定せざるを得ないため、こういった形で進めておりますが、あくまで目標ということで教員には捉えていただき、もちろん目標に向かって努力をしていただかなければですが、本質である子ども達の教育のためには、保護者との円滑な信頼関係が必要不可欠ですので、そこについては教員自身もしっかりと考えてもらい、進めていきます。また、教育委員会としましては、多忙化解消委員会というものがありまして、来年度に保護者や地域に協力を得るような、啓発を促すリーフレットの作成をする計画をしております。社会全体で子ども達の教育を考え直し機運を高めていきたいと思っております。

教育長

他に質疑はありませんか。ないようですので以上で質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はありませんか。

一同

『ありません』

教育長

以上で討論を終結いたします。

これより第10号議案「藤枝市立小中学校教職員の勤務時間の上限に関する方針の策定について」を採決いたします。本案を原案の通り可決することにご異議ありませんか。

一同

『異議なし』

教育長

異議なしと認め、本案は原案の通り可決されました。

日程第2 諸般の報告

教育長

これより日程第2、諸般の報告について、教育部長から順にお願いいたします。

教育部長

1 2月市議会定例会質疑応答要旨

●令和2年2月市議会定例会において各議員より教育に関連する質問がありました（別添資料のとおり）

教育政策課長

1 令和2年度教育費当初予算について
別添資料のとおり

1 西益津、葉梨、高洲、岡部地区で小中一貫教育がスタート
～コミュニティ・スクールで「地域とともにある学校づくり」を進めます～
●「藤枝市小中一貫教育推進計画」に基づき、先行実施している瀬戸谷、昨年度から開始した大洲、広幡地区に続き、西益津、葉梨、高洲、岡部地区で「地区小中一貫教育推進計画」を策定し、令和2年4月から小中一貫教育を開始します。併せて、家庭・地域・学校が協働して地域ぐるみで教育に取り組むコミュニティ・スクールを導入します。

■令和2年度に開始する4地区（西益津、葉梨、高洲、岡部）

効果：教職員の中で、9年間で子どもたちを育てるという意識が高まり、今まで以上に研修や交流が深まり、互いの学校の理解が深まった等

課題：乗り入れ授業や交流を実施するための移動時間の確保及び日課の調整等

令和3年度以降には藤枝、青島地区にて開始予定

1 藤枝市障害者活躍推進計画について

●改正障害者雇用の促進等に関する法律により、本年度中の策定と来年度5月までを目安とした、公表が義務づけられた。本市においても、障害者である職員の職場における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施できるよう計画を策定した。

計画の概要

- ・計画期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日（5か年）
- ・目標設定（国の標準例に準じる）
- ・雇用関係 各年度の法定雇用率を遵守（令和2年度まで 2.50% 令和3年度より 2.60%）
- ・定着関係 不本意な離職者を極力生じさせない

総務部内に設置する人財育成センターと人事課が中心となり、計画を推進し、教育委員会は共同し、協力して実施していく

- ・組織＝障害者雇用推進者の選任（総務部人事課長）
障害者職業生活相談員の選任（総務部人事課人事担当）

サポートチームの編成により計画全体を推進

- ・職員啓発や、障害者配置課所属長や関係職員に対する研修や会議の開催
- ・外部機関（国や支援機関等）とも連携し情報共有やサポートを行う

主席指導主事

1 令和元年度学校経営研究委員会の研究結果を報告します

●「どの子にとっても魅力ある学校づくり」に向けて、学校経営研究委員会に今日的な課題に関する研究を委託し、その成果を各小中学校に情報提供すると

もに市の教育施策に反映させる。

2 各研究部の研究内容

・経営研究部

様々な安全上の課題に備えるための「危機管理対応マニュアル」の見直し、学校生活上の事故、自然災害等の危機事案への対応をまとめた「藤枝市危機管理マニュアル作成の手引き」の提示

・授業研究部

藤枝市小中一貫教育カリキュラムの活用について、活用状況の分析結果を踏まえた効果的な活用促進に関する手立て（リーフレット、活用例）と、改訂に向けたポイントの提言

・生徒指導研究部

保護者と連携して生徒指導を充実させるための方策として、子どもや保護者との信頼関係を築くための具体的な取組を体系的にまとめた「保護者対応マニュアル」と校内研修用資料の提示

・学校事務改善研究部

処務規程の改正等、法・制度改正への対応について、「藤枝市立小・中学校処務規程」等の整備(規程の見直し、関連様式・記入例集等の補完・更新) 共同学校事務室の効果的な運営方法と環境整備に関する提言

学校教育監

1 「子どもが安心して学べる学校づくり」に対する提言について

●提言書の提出は本年度で10年目になる。いじめを許さない学校づくり、思いやり溢れる学校づくりについて、現在の取り組みや子どもたちの様子を参観する中で取り組みの成果を確認し、今後の方向性について提言

1 令和2年度「ふじえだ教師塾「臨時講師・社会人」及び「大学生・院生」入塾・開講式を開催します」

●教師塾の開講にあたり、塾生の教師塾での学びに対する決意や意欲を高めるとともに、教員をめざすための心構えをもつ機会とする

日時 令和2年4月18日(土) 午後1時30分から

会場 岡部支所分館 第3・4学習室

教育長

ではこれより質疑に入ります。質疑はありますか。

増田委員

スクールロイヤーについてです。現在は顧問弁護士が色々な問題に対応していると思いますが、学校という専門的な問題に対応はできるのかお聞きしたいです。

学校教育監

法に関わる問題のケースは何件か発生していますが、現在は市の顧問弁護士へ相談をして対応しています。藤枝市の顧問弁護士ですので、色々な分野の対応をしている弁護士です。来年度検討していきたいスクールロイヤーについては、教育に特化した弁護士を考えていきたいと思っています。

教育部長

現在の顧問弁護士は、専門はスクールロイヤーということではございませんが、本市の顧問弁護士として、相談をしているものは教育の関係が多いです。長く努めていただいているため、大変丁寧に対応していただいている教育委員会も助かっております。

浅井委員 藤枝市障害者活躍推進計画についてですが、この計画の中の障害者というのは障害者手帳をもっている方が対象ですか。また、現在はそういった障害者の方はいらっしゃらないのですか。

教育政策課長 障害者手帳を持っている方だけではありません。手帳を持っていなくても対象とするということになっております。もう1点、現在、障害者の方がいるかということですが、障害者雇用率を達成しなければいけませんので、正規職員や非常勤職員におり、現在達成をしております。

図書課長 参考までに、図書課の状況をお伝えします。現在5名の障害者の方を採用しています。うち2名が身体障害、うち2名が療育手帳をお持ちの方、うち1名は精神障害の方です。

牧田委員 感想ですが、石井議員がいわれた、GIGA スクール導入の目的とされる「個別最適化」は、集団の中で学びあう本来の教育の在り方と反するのではないかという質問ですが、タブレットなどを使って個の学習が深まっていった時に、他との学び合いが必要なので、本市でやっている、集団思考と共通すると考えるため、GIGA スクールを進めながら、個の確かな学力が向上していくことを実証してほしいと思います。

教育長 その他質疑はありませんか。ないようですので、それでは以上で本日の全日程を終了しましたので、3月定例会を閉会いたします。

閉 会 午前11時30分